

一般社団法人岐阜県農畜産公社有財産一般競争入札説明書

- 「一般競争入札」による一般社団法人岐阜県農畜産公社有財産（以下「公社有財産」という。）の売却は、購入希望者に入札に参加していただき、予定価格以上で最も高い価格をつけた方を購入者に決定する方法です。
- 一般競争入札による売却物件は、「物件調書」のとおりです。
- 売却物件の購入を希望される方は、この説明書をご承知のうえ、お申し込みください。

1 一般競争入札により売却する物件

入札に付する物件は、入札物件一覧（[本説明書 11 ページ](#)）に記載のとおりです。

2 入札参加資格

- 入札には、個人、法人を問わず参加していただけます。
- 申込みをされた方が、入札参加者となり、落札された場合、購入者となります。
- 2人以上の共有名義で参加することもできます。

※ただし、次に該当すると認められる方は、入札に参加することはできません。

(1) 入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者）

なお、被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約のために必要な同意を得ている者は、参加できます。

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当すると認められる者）

- ① 県、又は一般社団法人岐阜県農畜産公社（以下「公社」という）との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- ② 県、又は公社が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- ③ 落札者が県、又は公社と契約を締結すること又は県、又は公社との契約者が契約を履行することを妨げたとき
- ④ 県が実施する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- ⑤ 正当な理由がなくて県又は公社との契約を履行しなかったとき
- ⑥ 県又は公社との契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- ⑦ この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を県、又は公社との契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使

用人として使用したとき

(3)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑦までのいずれかに該当する者

- ① 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ② 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
- ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ）を利用している個人又は法人等
- ⑤ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- ⑥ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- ⑦ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(4)「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 入札参加申込みの方法等

この入札に参加するには、事前の申込みが必要です。（郵送による申込みも可能です。）参加を希望される方は、以下の方法により参加申込みを行ってください。

(1)一般競争入札参加申込書及び添付書類の提出

公有財産一般競争入札参加申込書に必要事項を記入・押印し、添付書類と併せ、直接持参又は郵送により申し込んでください。

※電話、ファクシミリ及び電子メールによる申込みはできません。

【提出書類】

- ①公有財産一般競争入札参加申込書（別記第1号様式） 1部 本説明書 12～13ページ

- ※1 申込書に押印する印鑑は、印鑑証明書と同じものを使用してください。
- ※2 共有により取得を希望される場合は、申込書に各々の共有持分割合を明記の上、共有予定者全員の連名で申込みをしてください。
- ※3 共有で申し込まれる場合は、代表者（共有予定者を代表して、この入札に関する一切の事務を行っていただける方）を選任してください。

②添付書類各1部（※各証明書は発行後3カ月以内のものを添付してください。）

区 分	添 付 書 類
個 人	住民票の写し、印鑑証明書、誓約書（※1）、 本巢市農業委員会が発行する買受適格証明書（※2）
法 人	商業又は法人登記簿謄本（登記事項証明書）、代表者の印鑑証明書、 誓約書（※1）、法人役員名簿（※3）、 本巢市農業委員会が発行する買受適格証明書（※2）
共 有	全員の住民票の写し（法人の場合は登記簿謄本）、全員の印鑑証明書（法人の場 合は代表者の印鑑証明書）、全員の誓約書（※1）、法人の場合は法人役員名簿 本巢市農業委員会が発行する買受適格証明書（※2）

※1 誓約書（別記第2号様式） [本説明書 14ページ](#)

※2 農地法第3条第1項に基づく所有権移転をする場合

※3 法人役員名簿（別記第3号様式） [本説明書 15ページ](#)

【提出期限】

①申込書を持参する場合

申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

・受付期間 令和2年6月26日（金）～令和2年7月10日（金）

午前9時から午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。）

※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）は受付を行いません。

・受付場所 岐阜市藪田南5丁目14番12号

岐阜県シンクタンク庁舎2階 一般社団法人 岐阜県農畜産公社 農地部

②郵送で申し込む場合

令和2年8月11日（火）必着で、書留により次の送付先へ郵送してください。

【送付先】〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番12号

一般社団法人岐阜県農畜産公社 農地部 宛

※郵送の場合、次のいずれかに当たる申込みは受付できませんので、ご注意ください。

①申込受付期間を過ぎてから公社に到達したもの

②申込書、誓約書等の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの

③どの物件の入札に参加希望なのか不明瞭なもの（物件番号、物件の所在地等に書き誤りがないよう、十分に注意してください。）

(2) 物件の確認について入札参加者において、必ず現地をご確認ください。「物件調書」は、入札に参加しようとする方が物件の概要を把握するための資料ですので、参加申込みを行う前に、必ず入札参加者自身において、現地及び利用等に係る諸規制についての調査確認を行ってください。

※物件は、現況のままで引き渡します。(図面と現況が相違している場合、現況が優先します。)

- ・電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切公社では行いません。
- ・物件内にある動産やゴミの撤去は、公社では行いません。
- ・地下埋設物、地盤及び土壌に関する調査、特に明記されていない限り行っておりません。
- ・越境物の処理については、公社は関与しませんので、相隣関係で話し合ってくださいこととなります。(契約後に判明した場合も同様です。)

(3) 入札保証金の納付

この入札に参加するためには、3の(1)により一般競争入札参加申込書及び添付書類を提出していただくとともに、入札保証金を納付していただくことが必要です。入札に参加を希望される方は、以下の方法により入札保証金を公社へ納付してください。

①保証金の額

入札物件一覧(本説明書 11 ページ)に記載の入札保証金を納付していただきます。なお、金額は、入札価格に関わらず定額とします。

②保証金の納付方法

入札保証金は、以下の方法により納付していただきます。なお、共有による取得を希望の場合、入札保証金の納付は、代表の方1名が共有予定者を代表して行ってください。納付方法の詳細は、次のとおりです。

【振込による納付】

入札参加申込書の申込者(共有の場合は代表者)の欄に記載された方あてに公社から請求書をお送りしますので、請求書記載の口座へ納付してください。この場合、振込手数料は入札参加申込書の申込者の負担となります。

③保証金の納付期限

令和2年8月13日(木)までに、金融機関において納付手続を行ってください。ただし、公社において納付を確認するまでに一定の期間を要しますので、早めに納付手続を行ってください。

④入札保証金の還付等

入札保証金については、入札終了後、以下のように還付等を行います。

【落札者】

売買契約締結までの間は締結確保のため引き続き入札保証金として公社で保有し、契約保証金、売買代金へ充当します。

【落札者以外の方】

落札者以外の方については、入札終了後、原則として2週間以内に、一般競争入札参加申込書に記入された銀行口座への振込により返還します。

⑤注意事項

- ・落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に売買契約を締結しないときには、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は公社に帰属しお返ししません。
- ・入札保証金は、その受入期間については利息を付けません。

4 入札の日時等

(1)日時・場所

入札物件一覧(本説明書 11 ページ)に記載の日時・場所において入札を行います。

(2)入札の受付は、入札開始時刻の30分前から10分前までに行います。入札は、上記開始時間を厳守し、開始時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。また、一度会場に入場されますと、入札終了までは退場できません。会場内では、私語、携帯電話による会場外との連絡はできません。

(3)入札へは、申込者(共有名義で申込みの場合は代表者)又は代理人が必ず出席してください。入札会場への入室は1名とします。共有名義での申込みの場合も代表者1名のみとします。なお、代理人によって入札する場合は、委任状(本説明書 17 ページ)を作成の上、提出してください。ただし、1人で複数の代理を兼ねることはできません。共有名義で申込みの場合、代表者以外の方(代表者以外の共有者を含む。)が入札に参加される場合は、代表者からの委任状が必要です。

(4)入札終了後、落札者の方に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。

5 入札日の持参品等

(1)入札書(別記第4号様式) 本説明書 16 ページ

(2)委任状(別記第5号様式) 本説明書 17 ページ

入札参加申込書の申込者本人(共有名義で申込みの場合は代表者本人)が入札に参加される場合は不要です。法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、委任者(申込者)の印鑑証明書を添付した委任状を持参してください。

(3)印鑑

入札参加申込書に押印したご本人の印鑑を持参ください。

ただし、代理人が入札される場合には、申込者ご本人(委任者)の印鑑は必要ありませんが、代

理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参ください。

(4) 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)

(5) 身分証明書(ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの 例：運転免許証)

(6) 入札用定型封筒

6 入札に当たっての注意事項

(1) 入札参加者は、公社有財産の売払いに関する一般競争入札公告、本説明書及び契約書ならびに物件の現況等を熟覧のうえ入札してください。

(2) 現物と公告物件の数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことができません。

(3) 入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。

(4) 入札書には、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印(代理人の場合は、代理人の氏名及び代理人の印鑑)のうえ本説明書 18 ページを参考に封かんし、入札者の氏名(代理人の場合は、代理人の氏名)を明記して、所定の入札箱に投函してください。

(5) 入札書への金額の記入は、所定の欄に算用数字(0、1、2、3…)を使用してください。
なお、ケタ数には十分ご注意ください。

(6) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回をすることができません。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

- ① 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- ② 委任状を持参しない代理人がした入札
- ③ 指定の時刻までにされなかった入札
- ④ 所定の入札書によらない入札
- ⑤ 同一事項の入札について入札者又は代理人が1人で2以上の入札をした場合、その全部の入札
- ⑥ 代理人が2人以上の者の代理をした場合、その全部の入札
- ⑦ 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合、その全部の入札
- ⑧ 入札保証金が所定の額に満たない者の入札
- ⑨ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- ⑩ 記名押印を欠いた入札書による入札
- ⑪ 必要な記載事項を確認できない入札
- ⑫ 入札金額を訂正した入札書による入札
- ⑬ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し又は削除した場合にその箇所に押印のない入札
- ⑭ 郵便または電信による入札
- ⑮ 著しい反社会的活動を行う等、明らかに県又は公社有財産の契約相手方として相応しくないことが判明した者の入札
- ⑯ その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、入札に関係のない職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がいない場合にはその旨を開札に立ち会った入札者にお知らせします。
- (3) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、公社が定める予定価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とします。
 - ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない職員にくじを引かせます。くじを引くことを辞退することはできません。
- (4) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

8 売買契約の締結等

(1) 契約の締結

落札された方は、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に売買契約を締結しなければなりません。

上記期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は公社に帰属し、お返ししません。

※売買契約は、「落札者」名義で締結することとなります。共有名義で参加した場合は、「共有者全員」の名義で締結することとなります。

- (2) 売買契約書(公社保管用1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

9 契約保証金

契約締結の際、契約保証金として入札保証金の全額を充当します。この契約保証金については、その受け入れ期間について利息を付けません。

10 契約上の主な特約

売却物件の売買契約には次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

- (1) 落札後は、1週間以内に契約を行い、農地法に基づく以下の許可後、売買物件の引き渡し及び所有権移転登記を行います。
 - ア 農地法第3条1項に基づく許可
このとき、落札者は権利移転後、農地として引き続き耕作又は適正な管理をしなければなりません。

(2) 売買物件に公社が貸付け又は作業委託をしている者がいる場合には、その者の当年度の耕作又は委託作業の終了後、物件を引き渡します。

(3) 落札者は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはなりません。(転売、貸付等を含みます。)

(4) 実地調査等

上記(1)、(2)の条件の遵守状況を確認するために、随時、土地の利用状況について実地調査することがあります。実地調査の際には、落札者に協力していただきます。

(5) 公社事業協力費

売買契約後、(一社)岐阜県農畜産公社農地中間管理事業特例事業の協力金に関する規程第2条に基づく公社事業協力費を入札保証金の納付の場合と同様に納付していただきます。この協力費は売買代金には含まず、入札保証金からの充当はできません。

(6) 違約金

落札者が上記(3)の条件に違反した場合及び(4)について正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合は、売買代金の100分の30の違約金を支払っていただきます。

(7) 契約不適合責任

契約締結後、公社がその種類又は品質に関して契約の内容に適合しないと認められる物件を引き渡した場合について、その不適合を知った時から1年以内に公社に書面により通知しないときは、履行の追完の請求、売買代金の減免・損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることはできません。(ただし、公社が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかった時を除く。)なお、公社の責任の範囲(賠償額)は、売買代金の額を限度とします。

11 売買代金の支払

落札金額から契約保証金(入札保証金の全額を充当)を控除した残金について、契約締結日から20日以内に納付いただくこととなります。残金は、入札保証金の納付の場合と同様に納付していただきます。

契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除のうえ契約保証金は違約金として公社に帰属することとなり、お返ししません。ご注意ください。

12 所有権の移転等

(1) 売買代金が完納され、本巣市農業委員会から10(1)の許可を受けたときに所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します(10(2)の場合を除く)。立木伐採、工作物の補修等には応じられません。(図面等と現況が相違している場合、現況が優先します。)

(2) 所有権の移転登記は、売買代金が完納されたことを確認した後に、公社が管轄法務局に行います。

(3) 売買契約書(公社保管用のもの一部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(4) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。

- (5) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (6) 所有権移転登記は、登記簿数量で行います。

13 売払い結果の公表

物件の所有権の移転後、公社のホームページにおいて、物件の所在地、契約方法、物件種類、登記地目、面積、契約年月日、契約金額、契約者の名称、借地権の有無、価格形成上の減価要因、都市計画上の制限等を公表します。個人（個人事業主を除く）の場合、契約者の名称は「個人」と公表します。あらかじめご了承ください。

14 その他の注意事項

- (1) 不正の申込みがあった場合は、その申込みは無効となります。また、申込者は、その事実が判明した日から一定期間、公社の行う公社有財産の売却に関する一般競争入札及び随時売却に参加又は申込みを行うことができません。
- (2) 物件の引き渡しは現況のままで行いますので、各自で必ず現地を確認してください。
- (3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。また足元が悪い場合がありますので注意してください。
- (4) 土地の利用や建物を建築するに当たっては、建築基準法や所在自治体の条例、その他法令等により指導等がなされる場合や負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、公社の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
- (6) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、公社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 売買物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。
- (8) 物件の前面にゴミ集積所などがある場合、これらの移動等については、ご本人が自治会などと話し合いをしていただくことが必要になります。
- (9) 越境物の処理については、公社は関与しませんので、相隣関係で話し合ってくださいになります。契約後に判明した場合も同様です。

15 その他

この説明書に定めのない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、岐阜県会計規則、岐阜県会計規則取扱要領、公社会計規則、公社農地中間管理機構特例事業実施規程及びその他関係法令等の定めるところによります。

【問い合わせ先】

〒500-8384

岐阜市藪田南5丁目14番12号 シンクタンク庁舎2階

一般社団法人 岐阜県農畜産公社 農地部

電話 058-215-6434 (直通)

FAX 058-215-6435

E-mail kiko@gifu-notiku.com

入札物件一覧

物件番号	所在地番	現況地目	実測面積 (㎡)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)	備考 (条件等)	入札日時	入札会場
1	本巢市早野春日浦281番地1	田	3,435	84,684,652	8,468,465	地役権設定有	令和2年8月17日 9:00~	(一社)岐阜県農畜 産公社 3F入札室
2	本巢市有里村前586	田	2,533	52,488,762	5,248,876		令和2年8月17日 10:00~	(一社)岐阜県農畜 産公社 3F入札室
3	本巢市上高屋横枕582	田	5,411	105,420,997	10,542,099		令和2年8月17日 11:00~	(一社)岐阜県農畜 産公社 3F入札室
4	本巢市上高屋横枕583	田	1,267	24,685,013	2,468,501		令和2年8月17日 13:00~	(一社)岐阜県農畜 産公社 3F入札室

公所有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

一般社団法人 岐阜県農畜産公社

理事長 宗宮 正典 様

一般社団法人岐阜県農畜産公社が売却する下記物件を買い受けたいので、公所有財産一般競争入札説明書の内容を承諾の上、当該物件に係る公所有財産の一般競争入札に参加を申し込みます。

1 申込者（共有の場合は、申込者を代表者と読み替えます。）

申 込 者	住所	〒	持分割合
	ふりがな		/
	氏名		印
	連絡先	電話番号	FAX
		電子メール	

2 共有者

共 有 者	住所	〒	持分割合
	ふりがな		/
	氏名		印
者	住所	〒	持分割合
	ふりがな		/
	氏名		印

※共有名義で申し込まれる場合、

- ・申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付・入札書の記入等）を行う方
- ・共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名・持分割合等をそれぞれ記入してください。

※印鑑証明書の印をご使用ください。

3 申込物件

物件番号	土地の所在地

【添付書類】住民票の写し（法人にあつては、法人登記簿謄本）、印鑑証明書（法人にあつては、代表者の印鑑証明書）、誓約書、法人役員名簿（法人の場合に限る。） 各1通 （※添付書類は、共有の場合は全員分必要です。）

入札保証金に関する約定書

入札により売却する物件

物件番号	土地の所在地

入札保証金

金

円

上記金額、一般社団法人岐阜県農畜産公社所定の方法により納付し、入札に加わります。
 落札者となっても契約を締結しない時には、入札保証金を没収されても異議ありません。
 上記約定します。

納付者 住 所

氏 名

印

(共有名義での申し込みの場合は、代表して保証金を納付する方(代表者)の住所、氏名を記入してください。)

(印鑑証明の印をご使用ください。)

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合においては、入札物件に係る入札保証金（金_____円）
 の返還を請求します。

なお、返還する際には、下記の口座へ返還してください。

入札保証金の 返還請求者	住所			
	ふりがな			
	氏名			印
振込先 金融機関	金融機関名			
	本・支店名			
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	口座名義人			

誓 約 書

令和 年 月 日

一般社団法人 岐阜県農畜産公社
理事長 宗宮 正典 様

申込者 住 所

氏 名

印

このたび、一般社団法人岐阜県農畜産公社の公社有財産一般競争入札の参加申込にあたり、下記の事項に相違ない旨確約のうえ、貴社における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴社が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者ではありません。
- 2 以下、ア～クまでに該当すると認められる者ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所の業務を統括するもの（営業所の業務を統括委するものの権限を代行し得る地位にある者を含む）をいう。）を法人以外の団体にあつては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - エ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
 - オ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
 - カ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
 - キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - ク 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請け契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者ではありません。

法人役員名簿

法人名			
役職名	住 所	ふりがな	生年月日
		氏 名	
			昭 平 ・ ・
			昭 平 ・ ・
			昭 平 ・ ・
			昭 平 ・ ・
			昭 平 ・ ・
			昭 平 ・ ・
			昭 平 ・ ・

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

所在地

名称及び

代表者氏名

印

※印鑑証明書の印鑑を使用してください

※提出日現在の状況を記入してください

入 札 書

¥ _____ 円

入札により売却する物件

物件番号	土地の所在地

令和 年 月 日

入札者住所

名称及び

代表者氏名

印

※印鑑証明書の印鑑を使用してください

※代理人が入札する場合は、代理人の住所・氏名を
ご記入ください。

※代理人の場合は、委任状の印鑑をご使用ください。

一般社団法人 岐阜県農畜産公社

理事長 宗宮 正典 様

委任状

代理人 住所
氏名

代理人使用印	印
--------	---

私は、上記の者を代理人と定め、下記の公社有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

次の公社有財産の一般競争入札に関する一切の権限

物件番号	土地の所在地

令和 年 月 日

一般社団法人 岐阜県農畜産公社

理事長 宗宮 正典 様

住所

氏名

印

※印鑑証明書の印鑑を使用してください

※法人にあつては、主たる事務所の所在地及び

法人名並びに代表者の氏名を記載してください。

【添付書類】

委任者の印鑑証明書

1通

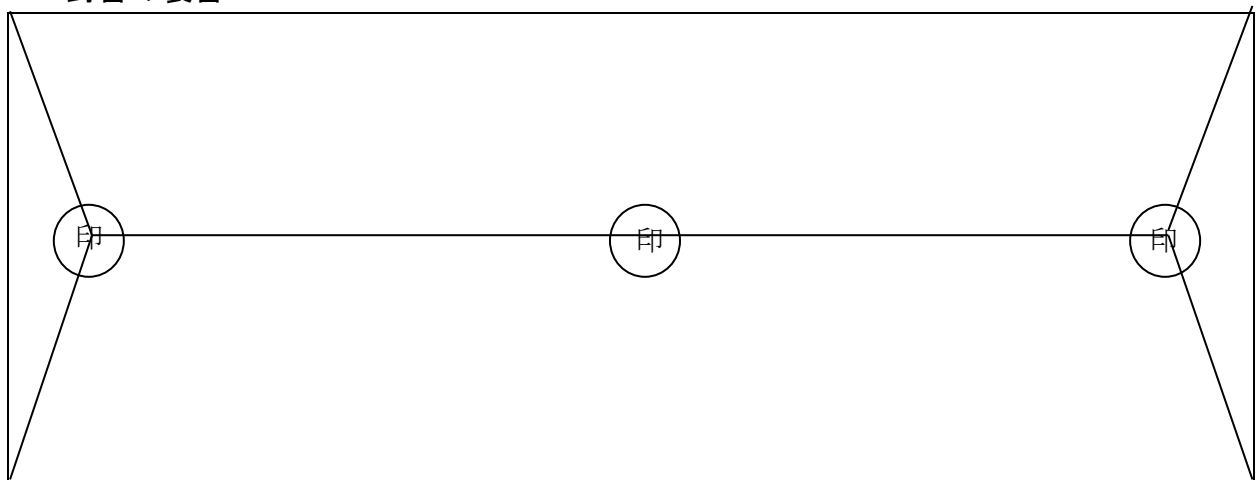
1 封書の表書き

入札書在中	令和〇〇年〇月〇〇日
物件番号	
(一社) 岐阜県農畜産公社 理事長 宗 宮 正 典 様	〇〇市〇〇100 (株)□□□ 代表取締役 △△△ 印

※代理人の場合

入札書在中	令和〇〇年〇月〇〇日
物件番号	
(一社) 岐阜県農畜産公社 理事長 宗 宮 正 典 様	〇〇市〇〇100 (株)□□□ 代表取締役 △△△ 代理人 ※※※ 印

2 封書の裏書



※代理人の場合は、代理人の印